

令和7年度第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会次第

日時：令和7年5月20日（火）

10時00分～

会場：加東市役所5階501会議室

1 開会

2 自己紹介

3 会長及び副会長の選出

4 議事

（1）令和6年度いじめの状況について

・・・資料1

（2）加東市立学校のいじめ防止に関する取組について

・・・資料2

別紙1～6

（3）関係機関との連携について

（4）いじめ重大事態について

5 その他

6 閉会

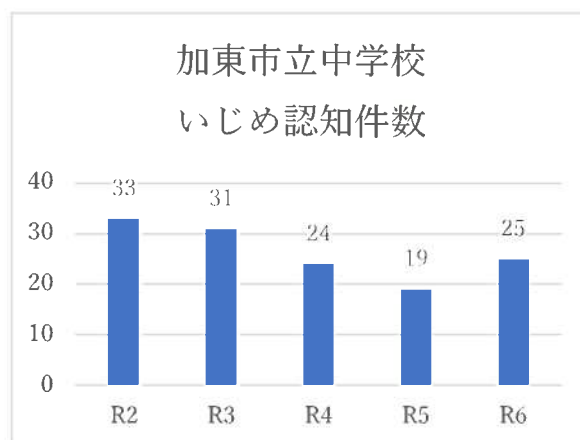
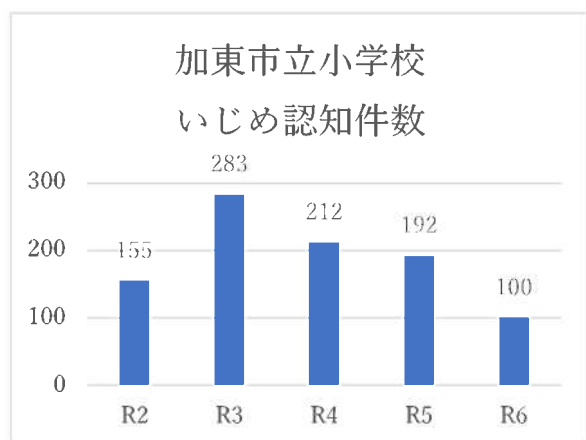
令和7年度 加東市いじめ問題対策連絡協議会 委員

(任期) 令和6年4月1日から令和8年3月31日 (2年間)

所属等		役職	氏 名	備 考
1	兵庫県加東こども家庭センター家庭支援課	課長	落合 恵子	(4)加東こども家庭センター
2	神戸地方法務局社支局 総務係	係長	石田 貴之	(5)神戸地方法務局社支局
3	兵庫県加東警察署 刑事生活安全課	係長	篠田 泰輔	(6)兵庫県加東警察署
4	加東市立滝野中学校(校長会生徒指導担当)	校長	小林 豊茂	(1)加東市立学校
5	加東市 健康福祉部 福祉総務課	係長	武田 大基	(7)市関係課
6	加東市教育委員会事務局 こども未来部	参事兼 学校教育課長	井上 裕子	(2)加東市教育委員会事務局
7	加東市教育委員会事務局 こども未来部 学校教育課 青少年センター	所長	花田 和典	(3)加東市青少年センター
8	加東市立学校	スクールソーシャルワーカー	宇仁 光浩	(2)加東市教育委員会事務局

事務局		役職	氏 名	備 考
1	加東市	教育長	藤原 路寛	
2	加東市教育委員会事務局 こども未来部 学校教育課	副課長	森本 恭央	
3	加東市教育委員会事務局 こども未来部 学校教育課	副課長	中山 庸平	

令和 6 年度いじめの状況について



○分析

昨年度のいじめ認知件数は、学校種別ごとに比較すると、小学校は一昨年度より 92 件（47.9%）減っており、中学校は 6 件（31.6%）増えている。

過去の推移を見ると、小学校では令和 3 年をピークに減少しており、中学校においても 25 件前後で増減している。

各学校では 児童生徒への生活等で困ったことなどを聞くアンケート（月 1 回程度）や教育相談週間（学期に 1 回）を実施して、児童生徒の様子を把握したり、児童生徒の声に寄り添ったりする機会を設けてきた。いじめ認知件数の推移をみると、これらの取組がいじめ防止活動や未然防止につながっていると考える。

今後も引き続き、「いじめはどの学校にも起こり得る」という危機感を持ち、未然防止や初期対応をチームで行うとともに、児童生徒が困っていることを相談しやすい体制を整える必要がある。

加東市立学校のいじめ防止に関する取組について

1 加東市いじめ防止基本方針及び各学校いじめ防止基本方針の検討、見直し

- ・随時、上記の方針を検討し、見直す。
- ・各学校で、いじめ対応研修を職員全体で行う。

※別紙 1 参照

2 加東市いじめ問題対策連絡協議会の実施

- ・年 2 回開催する。
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携推進に関し、必要な事項を協議する。
- ・当該機関及び団体の連絡調整を図る。

※別紙 2 参照

3 学校生活実態把握調査の実施

- ・各学期に 1 回実施する。
- ・各学校のいじめ認知件数及び対応について市教委へ報告する。
- ・上記の調査以外にも、学校独自に児童生徒の悩みを聞く手立てを行う。

※別紙 3 参照

4 加東市立学校におけるいじめ問題防止活動の実施

- ・児童生徒会活動や学園会活動等において、児童生徒自らが主体的にいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける取組を行う。

※別紙 4 参照

5 一人一人を大切にする学校・学級づくりを目指した KATO プロジェクトの実施

- ・各校の児童生徒会・学園会代表者が、自校のいじめ防止取組を交流すること、また、教職員が居心地の良い学級づくりの研修を行うことで、児童生徒と教職員が両輪となり、一人一人を大切にする学校・学級づくりを目指す。

※別紙 5 参照

6 スクールロイヤーの配置

- ・社会情勢の変化に伴う複雑化、多様化する課題に対して、法的な知識を補いながら対応できる体制を整える。学校が気軽に弁護士に相談できることで、諸問題の重篤化を防ぎ、円滑な学校運営を行うため、スクールロイヤーを配置する。

※別紙 6 参照

加東市いじめ防止基本方針

加東市教育委員会

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

加東市教育委員会では、いじめは深刻な人権侵害であり、場合によっては、その生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるという認識のもと、子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、いじめを許さない学校づくりのため、各学校において教職員が一体となった取組の充実を図っている。

どこの学校にあっても「いじめに繋がるトラブルや人権問題は子どもたちの日常生活の中に存在する」という認識のもと、毎日の学校生活を通して、あらゆる方法により、子どもたちが「困った」「悩んでいる」ことを積極的に理解するように努め、子どもたちの人間関係を調整し、いじめの芽を摘むよう各学校において取組が推進されている。

今後も引き続き各学校において、「いじめは絶対に許さない」という全教職員の共通理解のもと、児童・生徒の内面理解に努め、安心して生活できる学校づくりが一層推進されるよう関係機関と協力して取り組んでいく。

2 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（『いじめ防止対策推進法』第2条）とし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。

3 いじめの基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、これらの行為が繰り返されたり、多数から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

さらに、インターネット上で誹謗中傷を受けた児童生徒が、本人はそのことを知らずにいる場合等も、たとえ当該児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていなくても、加害児童生徒への指導等について法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害児童生徒の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが重要である。

◎教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに黙認の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（『いじめ対応マニュアル』（兵庫県教育委員会）より）H29.8〈改訂版〉

4 いじめ防止等に関する具体的対策

（１）いじめの防止

○ 学校の教育活動全体を通じた「豊かな心」の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道德の時間を中心として学校教育活動全体を通して道德教育を推進する。このため、道德教育教材の活用や道德教育に関する教職員の指導力向上のための研修を推進する。

また、児童生徒の発達段階に応じ、学校行事や部活動などを通して、自己肯定感を高めるとともに他者を尊重する態度を育成し、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れるような取組を推進する。

さらに、小学校・義務教育学校前期課程における「自然学校」や中学校・義務教育学校後期課程での「トライやる・ウィーク」をはじめとした体験的な学習を推進し、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。

○ 児童生徒の主体的な活動の推進

児童会や生徒会活動等において、児童生徒自らが主体的にいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける取組を推進する。

○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

校長会や生徒指導担当者会等を通じて、国の基本方針やいじめ問題に関する通知等をふまえて教職員へのいじめ問題に関する正しい理解促進の周知徹底を図る。

○ いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上

学校において、教職員がいじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家等による教職員のカウンセリングマインド研修等の校内研修を推進する。

また、いじめ等生徒指導上の課題に適切に対応できる能力を高めるよう専門家等による研修を計画・推進する。

さらに、教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長し、深刻化を招きうること、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることを、校長を通して教職員への周知を図る。

○ 「人権教育講演会」の開催等児童生徒・保護者への啓発活動の推進

各小学校で児童及び保護者を対象に「人権教育講演会」を開催し、児童一人ひとりが、生命を大切にする、自他の人格を尊重する、お互いの個性を認め合う、他者の痛みがわかる、他者を思いやる、正義感や公正さを重んじる等「豊かな心」を培う。また、市の広報紙や各学校からの生徒指導通信等を通して、いじめの問題やその取組について保護者の理解と指導への協力を促すよう広報啓発活動を充実する。

○ 「加東市ネット見守り隊研修会」の開催

インターネット上のトラブル防止を目的に、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一氏（兵庫県情報セキュリティサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー）等を講師として、教職員、保護者、児童生徒、地域住民等をそれぞれ対象とした「加東市ネット見守り隊研修会」を開催し、起こりうる問題やその防止策等について啓発活動を推進する。

（２）早期発見

○ 教育相談体制の充実

各学校において、いじめ防止対策委員会を設置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、心理や福祉の専門家等による校内教育相談体制を整備する。

また、児童生徒からいじめについて訴えを受け止めるシステムの構築を校長会等を通じて推進する。（例：定期的に全児童・生徒から「悩みカード」などに記入させ、いじめや悩みを素早く把握することによって早期解決を図る、など）

さらに、教育委員会こども未来部学校教育課（青少年センター）内に『青少年の相談』窓口を設置し、月曜日から金曜日まで（９時～１７時）、児童生徒本人や保護者等からの電話相談や面接相談体制を整備する。

○ 「学級集団アセスメント事業」の実施

市立学校４年生以上の全児童生徒を対象に、学校生活における意欲や満足度、学級集団の状況を質問紙によって測定する hyper-QU（早稲田大学教授 河村茂雄 著）を年１回（６月）実施し、「いじめ」や「不登校傾向」のある児童生徒の早期発見、早期対応につなげる。

○ 「いじめに関する実態把握調査」の実施

市立学校全児童生徒を対象に、各学期に「いじめに関する実態把握調査」を実施し、児童生徒のいじめの訴えについて、生徒指導委員会や心の教育推進委員会等で、調査項目についてのまとめと対応を協議し、職員会議等の場で教職員の共通理解を図る等、校長を中心として組織的、適切な対応を推進する。

○ 「加東市ネット見守り隊」の活動推進

インターネット上の誹謗中傷等、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するため、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一氏（兵庫県情報セキュリティサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー）等の協力の下、加東市青少年センターを中心に市立学校の校長・担当教職員・PTA 役員により定期的に見守り活動を実施する。

(3) いじめに対する措置（早期対応）

○ 「いじめ対応チーム」の設置

各学校に校長、教頭、生徒指導担当教員、養護教諭やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による「いじめ対応チーム」を設置し、組織的な対応を推進する。

○ 学校及び警察等関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事例については、加東市教育委員会（学校教育課）を中心として、兵庫県教育委員会（学校問題サポートチーム）、市福祉総務課及び加東こども家庭センター等関係機関との相談を緊密に行い、早期解決を図る。

インターネット上の書き込みや画像等によるいじめについては、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一 氏（兵庫県情報セキュリティサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー）等専門機関と連携し、早期に削除する等迅速に対応することで被害の拡大や深刻化を防止する。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案への対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して適切な対応を図る。

○ いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じるよう指示する。また場合により、「いじめ問題対応チーム」を設置し、必要な調査及び学校への支援を行う。

また、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くため、必要により学校教育法施行令第8条及び加東市児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則第4条の規定に基づき就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応する。

さらに、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合を含む）及び加東市立学校の管理運営に関する規則第19条の規定に基づき、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

（参考）

○『いじめ防止対策推進法』

第23条

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

○『学校教育法施行令』

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

○『学校教育法』

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

○『加東市児童生徒の入学すべき学区を指定する規則』

第4条 特別の事情があるときは、この規則の定める区域を変更することができる。

○『加東市立学校の管理運営に関する規則』

第19条 校長は、児童生徒が次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、教育委員会の指示を受けてその保護者に対し児童生徒の出席停止を命じることができる。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

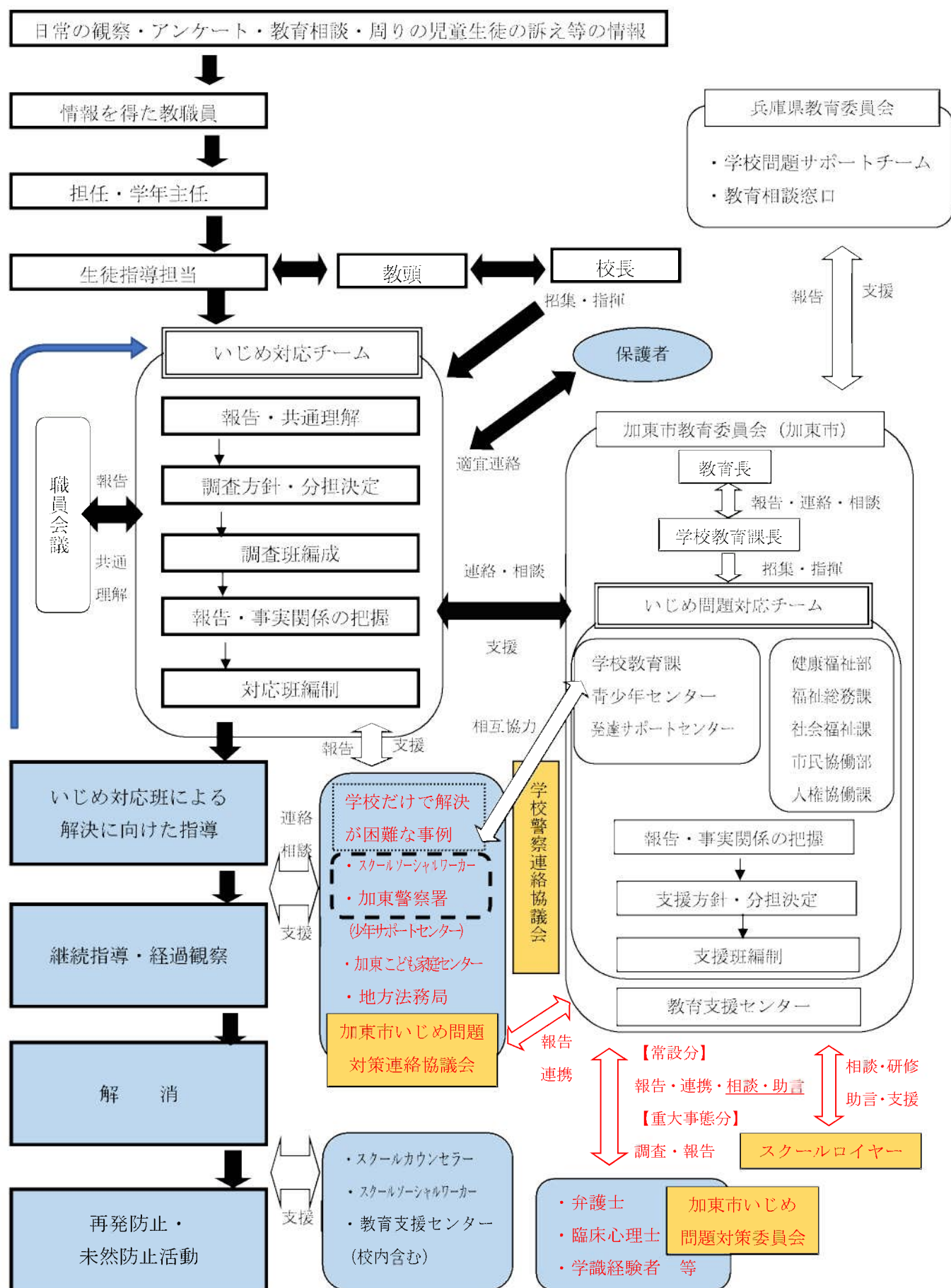
2 教育委員会は、前項の規定による出席停止の意見具申があった場合には、当該児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることができる。この場合において、出席停止の命令は、理由及び期間を記載した文書を交付することによって行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命じるに当たっては、あらかじめ当該児童生徒及び保護者の意見を聴取するものとする。

4 前二項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

5 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じるとともに出席停止終了後教育委員会に報告するものとする。

(4) いじめ問題対応組織



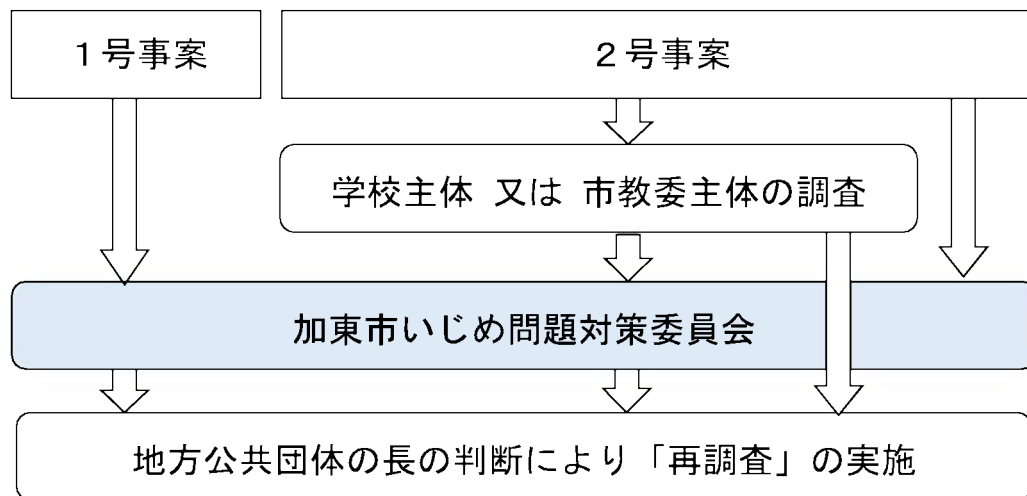
加東市いじめ問題対策委員会について（重大事態対応分）

1 いじめ重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」より）

- （１）いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき【１号事案】
- （２）いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間３０日を目安）【２号事案】

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 重大事態対応フロー図



3 組織

- （１）委員会は、委員６人以内で組織する。
- （２）委員は、公正かつ中立な判断をすることができる者とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- ・学識経験を有する者
- ・臨床心理士、学校心理士その他心理に関する専門的な知識を有する者
- ・社会福祉士、精神保健福祉士その他福祉に関する専門的な知識を有する者
- ・弁護士その他法律に関する専門的な知識を有する者
- ・精神科医その他医療に関する専門的な知識を有する者
- ・教育委員会が必要と認める者

4 調査員（加東市いじめ問題対策委員会条例 抜粋）

第８条 委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

２ 調査員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

３ 調査員は、委員会の指示により、委員会の行う調査を補助し、調査が終了したときは、その結果を書面により速やかに委員会に報告するものとする。

策 定	平成 2 6 年 4 月
一部改定	平成 2 6 年 5 月
一部改定	平成 2 9 年 4 月
一部改訂	平成 3 0 年 4 月
一部改訂	令和 5 年 4 月
一部改訂	令和 6 年 4 月
一部改訂	令和 7 年 4 月

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第1項の規定に基づき、加東市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 加東市立学校

(2) 加東市教育委員会事務局

(3) 加東市青少年センター

(4) 加東こども家庭センター

(5) 神戸地方法務局社支局

(6) 兵庫県加東警察署

(7) 市関係課

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める機関及び団体に所属する者（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 副会長は、会長の指名により選任する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
 - (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他公益上必要があると認めるとき。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

- 2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の事務)

第9条 協議会の事務は、学校教育を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 協議会の会長（その職務を代理する副会長を含む。）が決まっていない場合は、教育長が招集する。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表教育支援委員会の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額	8,000
--------------	----	----	-------

学校名 学校	学年 年	氏名
---	---	----

1 あなたは今、学校や家庭で「困っていること」や「とても嫌だ」と
 おも思っていることがありますか。
 (あてはまる方に○をつけてください)

は		い	
い		え	

2 1で「はい」と答えた人に聞きます。それはどのようなことですか。
 「困っていること」や「とても嫌だ」と思っていること

3 1で「はい」と答えた人に聞きます。あなたを「困らせ」たり「嫌な思いをさせ」ている相手は誰ですか。

あいて だれ 相手は誰

4 あなたは今、大人から暴力を受けていますか。
 (あてはまる方に○をつけてください)

は		い	
い		え	

5 友だちが今、困っていたり、嫌な思いをしていたりしていませんか。知っていれば記入してください。

とも だれ 友だちの誰が	だれ 誰から	どんなことをされていますか。

6 【SNSについて】あなたは今、トークの中で、嫌な思いをしていますか。
 (LINE、X、TikTok、Instagramなど)

いま いや おも 今、嫌な思いをしている	いや おも 嫌な思いをしているのは、どんなことですか。
ア している イ していない	

7 あなたは、自分で自由に使える(ネットにつながる)スマートフォンまたはパソコン(タブレット)、ゲーム機を持っていますか。持っているものに○を付けてください。

ア スマートフォン	イ パソコン(タブレット)	ウ ゲーム機
-----------	---------------	--------

8 朝食を毎日食べていますか。(あてはまるもの一つに○をつけてください。)

毎日食べる	週4～6日食べる	週1～3日食べる	食べていない

9 友だちがしてくれて、うれしかったことを教えてください。

令和 7 年度加東市立学校におけるいじめ問題防止活動実施要項

- 1 趣旨 加東市いじめ防止基本方針（平成 26 年 4 月策定）「1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」において、いじめは深刻な人権侵害であり、場合によっては、その生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるという認識のもと、子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、いじめを許さない学校づくりのため、各学校において教職員が一体となった取組の充実を図ることを示している。
また、「4 いじめ防止等に関する具体的対策(1)いじめの防止」において、児童生徒の主体的な活動の推進として、児童会や生徒会（学園会）活動等において、児童生徒自らが主体的にいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける取組を推進するとしている。
そこで、「いじめを許さない」を合言葉に、児童生徒が主体となり「自分たちができることは何か」等を考え、いじめ問題を自分の事として捉えて、行動する機会を設定し、多様な取組を推進する。
- 2 対象 市立全学校
- 3 内容 児童生徒が主体となったいじめを防止する多様な活動を行う。ただし、いじめゼロを達成目標とするのではなく、「いじめを許さない」「困ったときには相談する」「一緒に解決しよう」等のメッセージを教師だけでなく子ども達からも発信するような活動とする。
○取組例
 - ・各校の生徒（学園会）総会、児童集会等で「いじめを許さない宣言」をする。
 - ・普段から行っている児童生徒会活動（異学年活動、あいさつ運動等）において児童生徒のリーダーが、気になる子に声をかける等の要素を取り入れた活動に拡充する。
 - ・児童生徒会で、いじめ問題防止標語を募集し、児童生徒会通信等で配布する。
 - ・「いじめをなくすには、どうするか」等を委員会活動等で意見交流し、全校集会等で発表、いじめ防止啓発をする。
 - ・学校が行っている毎月の「困ったことカード」に困りごとを書きやすくするために、児童生徒の意見を取り入れる。
- 4 実施計画及び報告について
 - ・各校の取組を別紙計画書に記入し、加東市教育委員会まで提出する。
また、実施後に別紙報告書を提出することとする。
 - ・なお、各校の計画書及び報告書は、いじめ問題連絡協議会の会議資料とするため、公開資料となる。
- 5 その他
 - ・各校の取組を児童生徒が地域ごとに報告、検討し合う「いじめ防止フォーラム」を実施する。
 - ・令和 7 年度いじめ防止フォーラムは、7 月 30 日（水）9 時 30 分～11 時 30 分、滝野中学校にて実施予定。詳細は別途、依頼する。

令和 7 年度 一人一人を大切にする学校・学級づくりを目指した
KATOプロジェクト「いじめ防止フォーラム」実施要項

加東市教育委員会

1 趣旨

加東市いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」とする）では、「1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」において、いじめは深刻な人権侵害であり、場合によっては、その生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるという認識のもと、子どもたち一人ひとりの人権が尊重される、いじめを許さない学校づくりのため、各学校において教職員が一体となった取組の充実を図ることを示している。

また、基本方針「4 いじめ防止等に関する具体的対策(1)いじめの防止」において、児童生徒の主体的な活動の推進として、児童会や生徒会活動等において、児童生徒自らが主体的にいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける取組を推進するとしている。

これらを踏まえて、各学校の児童生徒会が主体となり、いじめ問題を自分の事として捉えて、多様な取組を推進してきた。

そこで、各校の生徒会・学園会・児童会代表者が、自校の取組を交流したり、いじめ問題の解決に向けて話し合ったりすること、また、教職員が居心地の良い学級づくりの研修を行うことで、児童生徒と教職員が両輪となり、一人一人を大切にする学校・学級づくりを目指す。

2 主催 加東市教育委員会

3 対象 市立全学校

4 内容

- ・各学校の生徒会・学園会・児童会代表者 2 名程度が集い、これまで取り組んできた各学校のいじめ問題防止活動を報告する。
- ・グループに分かれて、いじめが起きる背景や防止策について意見交換し、グループ間交流する。
- ・講師からの講評や意見交換した内容を各学校に持ち帰り、自校のいじめ防止取組に生かす。

5 日時及び会場 令和 7 年 7 月 30 日（水）9 時 30 分～11 時 30 分
加東市立滝野中学校 1 階会議室

6 日程

- ・【第 1 部】各校のいじめ問題防止活動報告 【各校 5 分程度×5 校】
- ・【第 2 部】グループ討議及び討議結果の発表【20 分】
○討議テーマ「 みんなが安心して過ごすことができる学校って? 」
- ・【講 評】各学校の取組等について講評、居心地の良い学校づくりに向けた助言等
加東市スクールロイヤー 曾我 智史 氏 【15～20 分】

7 その他

- ・進行、庶務は加東市教育委員会が行う。
- ・参加者には、広報及び記録写真の許諾をとる。許諾がない児童生徒は、事前に加東市教育委員会へ連絡する。
- ・各学校から会場までの児童生徒の移動は市スクールバスとする。
- ・配車計画は、バス運行表による。

加東市スクールロイヤー配置事業実施要領

加東市教育委員会

1 目的

社会情勢の変化に伴う複雑化、多様化する課題に対して、法的な知識を補いながら対応できる体制を整える。学校が気軽に弁護士に相談できることで、諸問題の重篤化を防ぎ、円滑な学校運営を行うため、スクールロイヤーを配置する。

2 加東市スクールロイヤー

尼崎駅前法律事務所 弁護士（社会福祉士） 曾我 智史

※播磨東教育事務所法律相談担当弁護士

3 実施内容

（1）相談事業

- ①月 1 回、教育委員会が別途定める日に加東市内の学校または市役所に出向いた上で、管理職からの相談に対して、助言を受ける。
- ②月 1 回の相談日以外で、緊急時に相談する必要がある場合は、電子メール、電話、オンラインで相談することも可とする。ただし、電子メール等で相談する場合は、任意の様式で相談内容を学校教育課参事兼課長、担当者へ知らせること。また、回答内容を報告すること。
- ③緊急時に、学校は、月 1 回の相談日以外の別日にスクールロイヤーと面談して、相談に対する助言を受けることもできるものとする。ただし、別途、日程調整が必要なため、学校が希望する日に面談できない場合がある。

（2）研修事業

- ①管理職及び生徒指導担当等向けの研修を実施する。
- ②月 1 回の相談日に簡易な校内職員研修講師を申請することも可とする。ただし、申請する場合は、2 か月前の期日までに申し込むものとする。

（3）訪問事業

- ①年度初めに学校訪問を実施する。
- ②訪問日時については月 1 回の来庁日とし、各学校と調整のうえ決定する。
- ③管理職との面談（年度初めの学校の様子等）および校内巡回を行う。
- ④前年度からの継続案件がある場合は、訪問時に相談時間を設ける。

4 申請方法

相談を希望する場合は、申込票【別紙 1】を定められた期日までに加東市教育委員会担当者へ申し込むものとする。

5 その他

- ・スクールロイヤーは、子どもの最善の利益の観点に立って助言する。
- ・上記以外に必要な事項は、別途定める。
- ・本実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

